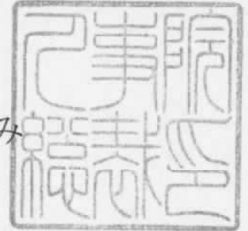


職 職 - 2 0 4  
平成 2 7 年 7 月 2 1 日

放射線審議会  
会長 神谷 研二 殿

人事院総裁 一宮 なほみ



人事院規則 1 0 - 5 (職員の放射線障害の防止) の一部改正に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について (諮問)

人事院規則 1 0 - 5 (職員の放射線障害の防止) の一部改正に係る放射線障害の防止に関する技術的基準を別添要綱のとおり制定することについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律 (昭和 33 年法律第 162 号) 第 6 条の規定に基づき、貴審議会に諮問する。

特例緊急被ばく限度の設定等に関する人事院規則10-5  
(職員の放射線障害の防止)の改正要綱

1 特例緊急被ばく限度の設定

- (1) 男子職員又は妊娠する可能性がないと診断された女子職員の原子力保安検査官(原子力規制委員会が指名する者に限る。)が緊急作業に従事する場合であつて、当該緊急作業に係る事故の状況その他の事情を勘案し、緊急作業時における被ばく限度によることが困難であると人事院が認めるときは、緊急作業期間中に受ける実効線量の限度(以下「特例緊急被ばく限度」という。)の値は、100ミリシーベルトを超え、250ミリシーベルトを超えない範囲内で人事院が定めることができるものとする。
- (2) (1)の場合において、次のいずれかに該当するときは、人事院は、直ちに、特例緊急被ばく限度を250ミリシーベルトとして定めるものとする。
  - ① 原子力災害対策特別措置法第10条に規定する政令で定める事象のうち、人事院が定めるものが発生した場合
  - ② 原子力災害対策特別措置法第15条第1項各号に掲げる場合
- (3) 特例緊急被ばく限度に係る緊急作業に従事させる場合は、その間に受ける実効線量は当該特例緊急被ばく限度を超えないようにしなければならず、かつ、放射線を受けることをできるだけ少なくするよう努めなければならないものとする。
- (4) 特例緊急被ばく限度に係る緊急作業については、(1)に規定する原子力保安検査官以外の者に従事させてはならないものとする。
- (5) 人事院は、特例緊急被ばく限度を定めた場合には、その適用に係る職員が受けた線量等を勘案し、これを変更し、かつ、できるだけ速やかにこれを廃止するものとする。

2 緊急作業に従事する職員の線量測定の義務付け

緊急作業に従事する職員について、1月を超えない期間ごと等に、線量の測定を義務付けるものとする。

3 緊急作業に従事する職員の線量の記録等の義務付け

緊急作業に従事する職員について、毎月1日を初日とする1月ごとに、その期間中の線量の測定結果と、これに基づき算定した当該期間における実効線量及び等価線量の記録を義務付けるものとする。

以 上

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年●月●日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一〇―五―九

人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部を改正する人事院規則  
人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「職員」の下に「（以下「放射線業務従事職員」という。）」を加え、同条第二項中「放射線業務に従事する職員」を「業務を行う放射線業務従事職員」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。

（緊急作業における被ばく限度）

第四条の二 第二十条第一項各号のいずれかに該当する場合における放射線障害を防止するための緊急を要する作業（以下「緊急作業」という。）に従事する男子職員及び妊娠する可能性がないと診断された女子

職員の当該緊急作業の期間中の線量の限度は、前条第一項各号及び第二項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定めるものとする。

一 実効線量 百ミリシーベルト

二 等価線量 眼の水晶体については三百ミリシーベルト、皮膚については一シーベルト

(特例緊急被ばく限度)

第四条の三 男子職員又は妊娠する可能性がないと診断された女子職員の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第六十七条の二に規定する原子力保安検査官（原子力規制委員会が指名する者に限る。）が緊急作業に従事する場合であつて、その事故の状況その他の事情を勘案し、実効線量の限度について前条第一号の規定によることが困難であると人事院が認めるときは、同号の規定にかかわらず、当該緊急作業の期間中の実効線量の限度（以下この条において「特例緊急被ばく限度」という。）は、百ミリシーベルトを超え二百五十ミリシーベルトを超えない範囲内で人事院が定めることができる。

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、人事院は、直ちに、特例緊急被ばく限度

を二百五十ミリシーベルトと定める。

一 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十条に規定する政令で定める事象のうち人事院が定めるものが発生した場合

二 原子力災害対策特別措置法第十五条第一項各号に掲げる場合

3 前二項の規定により特例緊急被ばく限度に係る緊急作業に従事させる場合には、その従事させる間に受ける実効線量については、当該特例緊急被ばく限度を超えないようにしなければならない。かつ、放射線については、当該緊急作業に係る事故の状況に応じ、これを受けることをできるだけ少なくするように努めなければならない。

4 特例緊急被ばく限度に係る緊急作業については、第一項に規定する原子力保安検査官以外の者に従事させてはならない。

5 人事院は、第一項又は第二項の規定により特例緊急被ばく限度を定めた場合には、その適用に係る職員が受けた線量、事故の収束のために必要となる作業の内容その他の事情を勘案し、これを変更し、かつ、できるだけ速やかにこれを廃止するものとする。

第五条第三項中「妊娠中の女子及び」を「緊急作業に従事する男子職員及び妊娠する可能性がないと診断された女子職員、」に改め、「ある女子」の下に「職員（妊娠する可能性がないと診断された女子職員及び妊娠中の女子職員を除く。）並びに妊娠中の女子職員（第二十四条第二項において「一月測定職員」という。）」を加える。

第二十四条第二項中「妊娠中の女子及び一月に受ける実効線量が一・七ミリシーベルトを超えるおそれのある女子にあつて」を「一月測定職員について」に改める。

第二十六条第一項中「放射線業務に従事する職員」を「放射線業務従事職員」に、「業務に係る規則一〇―四」を「業務に係る同規則」に、「及び規則一〇―四」を「及び同規則」に改め、「特別定期健康診断」の下に「（次条第一項の規定によるものを除く。）」を加え、同条の次に次の三条を加える。

（緊急作業に係る健康診断）

第二十六条の二 各省各庁の長は、緊急作業に係る業務に従事する放射線業務従事職員に対し、当該業務に従事した後一月以内ごとに一回、定期に、及び当該業務に従事しないこととなつた場合、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

二 末梢血液中の白血球数及び白血球百分率の検査

三 末梢血液中の赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査

四 甲状腺刺激ホルモン、遊離トリヨードサイロニン及び遊離サイロキシンの検査

五 白内障に関する眼の検査

六 皮膚の検査

2 前項の健康診断のうち、定期に行わなければならないものについては、医師が必要でないと認めるときは、同項第二号から第六号までに掲げる項目の全部又は一部を省略することができる。

3 各省各庁の長は、第一項の健康診断の際に、当該職員が前回の健康診断後に受けた線量（これを計算によつても算出することができない場合には、これを推定するために必要な資料（その資料がない場合には、当該放射線を受けた状況を知るために必要な資料）を医師に示さなければならない。

第二十六条の三 緊急作業に係る業務に従事する放射線業務従事職員については、当該職員が直近に受けた前条第一項の健康診断のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める健康診断とみなす。

一 緊急作業に係る業務に新たに従事させる日前一月以内に行われたもの 規則一〇―四第十九条第一項 後段の規定による健康診断（同規則別表第三第二号に掲げる業務に係るものに限る。）

二 第二十六条第一項の規定による特別定期健康診断を行おうとする日前一月以内に行われたもの 当該 特別定期健康診断

（緊急作業に係る健康診断の結果の通知）

第二十六条の四 各省各庁の長は、第二十六条の二第一項に規定する健康診断を受けた職員（当該健康診断を受けた職員であつた者を含む。）に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

第二十七条第一項第三号及び第五号中「放射線業務に従事する職員」を「放射線業務従事職員」に改める。

第二十八条中「放射線業務に従事する職員」を「業務を行う放射線業務従事職員」に改める。

## 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。



改 正 後

（職員の実効線量及び等価線量の限度）

第四条 各省各庁の長は、管理区域内において放射線業務に従事する職員（以下「放射線業務従事職員」という。）の実効線量が、次に掲げる限度を超えないようにしなければならない。

一～四 （略）

2 各省各庁の長は、管理区域内において業務を行う放射線業務従事職員の等価線量が、次に掲げる限度を超えないようにしなければならない。

一・二 （略）

（緊急作業における被ばく限度）

第四条の二 第二十条第一項各号のいずれかに該当する場合における放射線障害を防止するための緊急を要する作業（以下「緊急作業」という。）に従事する男子職員及び妊娠する可能性がないと診断された女子職員の当該緊急作業の期間中の線量の限度は、前条第一項各号及び第二項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定めるものとする。

一 実効線量 百ミリシーベルト

二 等価線量 眼の水晶体については三百ミリシーベルト、皮膚については一シーベルト

（特例緊急被ばく限度）

第四条の三 男子職員又は妊娠する可能性がないと診断された女子職員の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第六十七条の二に規定する原子力保安検査官（原子力規制委員会が指名する者に限る。）が緊急作業に従事する場合であつて、その事故の状況その他の事情を勘案し、実効線量の限度について前

改 正 前

（職員の実効線量及び等価線量の限度）

第四条 各省各庁の長は、管理区域内において放射線業務に従事する職員の実効線量が、次に掲げる限度を超えないようにしなければならない。

一～四 （略）

2 各省各庁の長は、管理区域内において放射線業務に従事する職員の等価線量が、次に掲げる限度を超えないようにしなければならない。

一・二 （略）

3 第二十条第一項各号の一に該当する場合において、放射線障害を防止するための緊急を要する作業（以下「緊急作業」という。）に従事する男子職員及び妊娠する可能性がないと診断された女子職員の当該緊急作業の期間中の線量は、前二項の規定にかかわらず、次に掲げる限度を超えないようにしなければならない。

一 実効線量の限度 百ミリシーベルト

二 等価線量の限度 眼の水晶体については三百ミリシーベルト、皮膚については一シーベルト

（新設）

条第一号の規定によることが困難であると人事院が認めるときは、同号の規定にかかわらず、当該緊急作業の期間中の実効線量の限度（以下この条において「特例緊急被ばく限度」という。）は、百ミリシーベルトを超え二百五十ミリシーベルトを超えない範囲内で人事院が定めることができる。

2| 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、人事院は、直ちに、特例緊急被ばく限度を二百五十ミリシーベルトと定める。

一| 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十條に規定する政令で定める事象のうち人事院が定めるものが発生した場合

二| 原子力災害対策特別措置法第十五條第一項各号に掲げる場合

3| 前二項の規定により特例緊急被ばく限度に係る緊急作業に従事させる場合には、その従事させる間に受ける実効線量については、当該特例緊急被ばく限度を超えないようにしなければならず、かつ、放射線については、当該緊急作業に係る事故の状況に応じ、これを受けることをできるだけ少なくするように努めなければならない。

4| 特例緊急被ばく限度に係る緊急作業については、第一項に規定する原子力保安検査官以外の者に従事させてはならない。

5| 人事院は、第一項又は第二項の規定により特例緊急被ばく限度を定めた場合には、その適用に係る職員が受けた線量、事故の収束のために必要となる作業の内容その他の事情を勘案し、これを変更し、かつ、できるだけ速やかにこれを廃止するものとする。

#### （職員の線量の測定）

### 第五條 （略）

2 （略）

3 第一項の内部被ばくによる線量の測定は、密封されていない放射性物質若しくはこれにより汚染された物を取り扱う室（以下「作業室」という。）その他放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る職員について、三月（緊急作業に従事する男子職員及び妊娠する可能性がないと診断された女子職員、一月に受ける実効線量が一・七ミリシーベルトを超えないと診断された女子職員、一月に受ける実効線量が一・七ミリシーベルトを超えないと診断された女子職員（妊娠する可能性がないと診断された女子職員及び妊娠中の女子職員を除く。）並びに妊娠中の女子職員（第二十四條第二項において「一月測定職員」という。）

#### （職員の線量の測定）

### 第五條 （略）

2 （略）

3 第一項の内部被ばくによる線量の測定は、密封されていない放射性物質若しくはこれにより汚染された物を取り扱う室（以下「作業室」という。）その他放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る職員について、三月（妊娠中の女子及び一月に受ける実効線量が一・七ミリシーベルトを超えない期間ごと及び放射性物質を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したときに行わなければならない。）

にあつては、一月を超えない期間ごと及び放射性物質を誤つて吸入摂取し、又は経口摂取したときに行わなければならない。

4 (略)

(記録等)

第二十四条 (略)

2 前項第一号については、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を初日とする三月ごと、一の年度ごと並びに一月測定職員については毎月一日を初日とする一月ごとに、その期間中における線量の測定の結果並びにこれに基づき算定した当該期間における実効線量及び等価線量をそれぞれ記録するものとする。

3・4 (略)

(健康診断)

第二十六条 放射線業務従事職員に係る規則一〇一四別表第三第二号に掲げる業務に係る同規則第十九条第一項の健康診断及び同規則第二十条第二項第二号の特別定期健康診断(次条第一項の規定によるものを除く。)の検査の項目は、次に掲げるものとする。

一 一五 (略)  
二 一四 (略)

(緊急作業に係る健康診断)

第二十六条の二 各省各庁の長は、緊急作業に係る業務に従事する放射線業務従事職員に対し、当該業務に従事した後一月以内ごとに一回、定期に、及び当該業務に従事しないこととなつた場合、次の項目について医

4 (略)

(記録等)

第二十四条 各省各庁の長は、次に掲げるものについて記録を作成しなければならない。

一 第五条の規定による職員の線量の測定の結果並びにこれに基づき算定した実効線量及び等価線量

二 第十九条第二項第一号の措置を講じられた職員の身体の汚染の状態

三 緊急作業に従事した職員及び第二十二條の規定により医師の診察又は処置を受けた職員の実効線量及び等価線量又は汚染の状態

四 放射線業務に従事した職員の作業内容等

五 前条第一項から第三項までの規定による測定の結果

2 前項第一号については、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を初日とする三月ごと、一の年度ごと並びに妊娠中の女子及び一月に受ける実効線量が一・七ミリシーベルトを超えるおそれのある女子にあつては毎月一日を初日とする一月ごとに、その期間中における線量の測定の結果並びにこれに基づき算定した当該期間における実効線量及び等価線量をそれぞれ記録するものとする。

3・4 (略)

(健康診断)

第二十六条 放射線業務に従事する職員に係る規則一〇一四別表第三第二号に掲げる業務に係る規則一〇一四第十九条第一項の健康診断及び規則一〇一四第二十条第二項第二号の特別定期健康診断の検査の項目は、次に掲げるものとする。

一 一五 (略)  
二 一四 (略)

(新設)

師による健康診断を行わなければならない。

一 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

二 末梢血液中の白血球数及び白血球百分率の検査

三 末梢血液中の赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査

四 甲状腺刺激ホルモン、遊離トリヨードサイロニン及び遊離サイロキシンの検査

五 白内障に関する眼の検査

六 皮膚の検査

2 前項の健康診断のうち、定期に行わなければならないものについては、医師が必要でないときとは、同項第二号から第六号までに掲げる項目の全部又は一部を省略することができる。

3 各省各庁の長は、第一項の健康診断の際に、当該職員が前回の健康診断後に受けた線量（これを計算によつても算出することができない場合には、これを推定するために必要な資料（その資料がない場合には、当該放射線を受けた状況を知るために必要な資料）を医師に示さなければならない。）

### 第二十六条の三

緊急作業に係る業務に従事する放射線業務従事職員については、当該職員が直前に受けた前条第一項の健康診断のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める健康診断とみなす。

一 緊急作業に係る業務に新たに従事させる日前一月以内に行われたものの 規則一〇―四第十九条第一項後段の規定による健康診断（同規則別表第三第二号に掲げる業務に係るものに限る。）

二 第二十六条第一項の規定による特別定期健康診断を行おうとする日前一月以内に行われたもの 当該特別定期健康診断

### （緊急作業に係る健康診断の結果の通知）

第二十六条の四 各省各庁の長は、第二十六条の二第一項に規定する健康診断を受けた職員（当該健康診断を受けた職員であつた者を含む。）に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

（放射線障害防止管理規程）

（新設）

（新設）

（放射線障害防止管理規程）

第二十七条 (略)

一・二 (略)

三 放射線業務従事職員の範囲に関する事

四 (略)

五 放射線業務従事職員又は業務上管理区域に立ち入る必要のある職員に対する教育及び訓練に関する事。

六・十 (略)

2 (略)

(調整)

第二十八条 管理区域内において業務を行う放射線業務従事職員のうち規則一〇一十三第一条に規定する除染等関連業務又は特定線量下業務に従事する又は従事していた職員がこれらの業務への従事の際に受ける又は受けた線量については、放射線業務に従事する際に受ける線量とみなす。

第二十七条 (略)

一・二 (略)

三 放射線業務に従事する職員の範囲に関する事

四 (略)

五 放射線業務に従事する職員又は業務上管理区域に立ち入る必要のある職員に対する教育及び訓練に関する事。

六・十 (略)

2 (略)

(調整)

第二十八条 管理区域内において放射線業務に従事する職員のうち規則一〇一十三第一条に規定する除染等関連業務又は特定線量下業務に従事する又は従事していた職員がこれらの業務への従事の際に受ける又は受けた線量については、放射線業務に従事する際に受ける線量とみなす。